

第4章 設計

第1節 基本的な考え方

平成29（2017）年3月、国指定史跡（以下「史跡」という）としての取扱事項を定めた「荻外荘保存活用計画」では、近衛文麿の政治の場となった昭和15～16（1940～1941）年頃を基本として史跡を当時の状態へ復元・整備するとともに、豊かなみどりを享受できる場として整備事業を進めることが記されている。

この考え方を受けて令和元（2019）年に「（仮称）荻外荘公園整備基本計画」、令和2（2020）年に「（仮称）荻外荘公園整備基本設計」、令和4（2022）年に「（仮称）荻外荘公園整備実施設計」が策定された。移築された客間棟や玄関棟（巣鴨棟）は、杉並区が購入後、平成30（2018）年に解体され、部材は荻窪の敷地内に保管していた。なお、本報告書では荻窪に現存する建物を「荻窪棟」、豊島区巣鴨に移築された客間棟・玄関棟を「巣鴨棟」と称している。

建物の設計は、史跡内の「荻窪棟」、豊島区巣鴨に移築された「巣鴨棟」を元の位置に再移築し、現在も荻窪に残る建物を部分的に解体しつつ、かつての近衛文麿旧宅の姿を可能な限り復元し、来訪者が当時の雰囲気を感じられる場となるよう検討が進められた。

また内部の利活用のため、建物の改修設計とあわせて設備や構造設計、庭園設計や活用のための展示設計もあわせて行った。

なお、史跡内の歴史的な建造物を復元する工事であることから、建築基準法第三条第一項の規定に基づき、適用除外を受けることとなった。

第2節 復元設計と整備設計

(1) 復元設計

現存する建物は主屋、蔵、別棟の主に3棟で構成されている。戦前は主屋の北側には付属屋や倉庫、ボイラー室などが作られており、主屋から付属屋につながる廊下があったとされる。

設計にあたって、復元期の姿を想定するため、以下の考え方で復元図を作成した。

- ・復元年代は重要な政治会談が行われた昭和15～16（1940～1941）年頃の姿を基本とする。

- ・書斎は昭和20（1945）年の近衛最期の決断の場として重要な価値があり、当時の姿を良く残しているため、現状を基本として保存する。
- ・主屋は移築部材や資料をもとに戦前の姿とするが、当時の部材が現存しない車寄部分は、当時の間取りが記された図面を基本としつつ、古写真等の資料をもとに復元検討を行う。
- ・南側外観（「書斎」「寝室」）は、現存する「書斎」および「寝室」を残すため、近衛文麿居住期の昭和18（1943）年頃に改修されたのちの外観とする。
- ・主屋の屋根形式は、創建時から近衛文麿居住期まで継承されている棧瓦葺き寄棟屋根とする。

このような方針にもとづき、発掘調査結果のほか、古図面や古写真などの根拠資料から得られる情報を整理し、復元図の検討作業を行った。

表4-1 建物各部の設計の考え方		
部位	復元の考え方	復元根拠資料
平面	・移築された客間棟遺構と史跡内の基礎遺構が合致することから、復元期平面を確定することができる。 ・重要な政治会談が行われた昭和15～16年頃の平面とする。 ・ただし「書斎」については昭和20年の近衛最期の決断の場として歴史的に重要な価値があり、ほぼ当時のまま現存しているため現状を保存する。	荻窪に現存する居住棟 移築された客間棟の基礎遺構 移築された客間棟の部材 図面・測量図 古写真・記録映像
立面	・「書斎」部分改修後の、昭和20年の報道写真に残る南側立面で復元する。 ・車寄は昭和15～16年頃の古写真をもとに復元する。	古写真（昭和20年の南側立面） 移築された客間棟の部材、建具 古写真（昭和15年7月の報道写真）
屋根	棧瓦葺き、寄棟屋根 ・昭和15～16年頃の形式で復元する。ただし「書斎」および玄関棟の接続部分は昭和20年の古写真を参考に復元する。 ・車寄は昭和15～16年頃の古写真を参考とする。	主屋：古写真（創建時南側立面）（昭和20年の南側立面） 車寄：古写真（昭和15年7月の報道写真） 荻窪に現存する居住棟移築された客間棟の屋根瓦材
内装	・「客間」「応接室」「食堂」については、昭和2年の創建時、および昭和15～16年頃の古写真から、当時の内装および家具調度を復元する。 ・「居間」「茶ノ間」は古写真から和室としての調度を復元する。 ・「書斎」および別棟の各部屋については、大きく改変されていないため、現状のまま残す。	古写真（昭和2年頃、創建時の内部写真） 古写真（昭和15年7月の報道写真）



図 4-1 荻外荘北側配置図（平成 26 年当時）

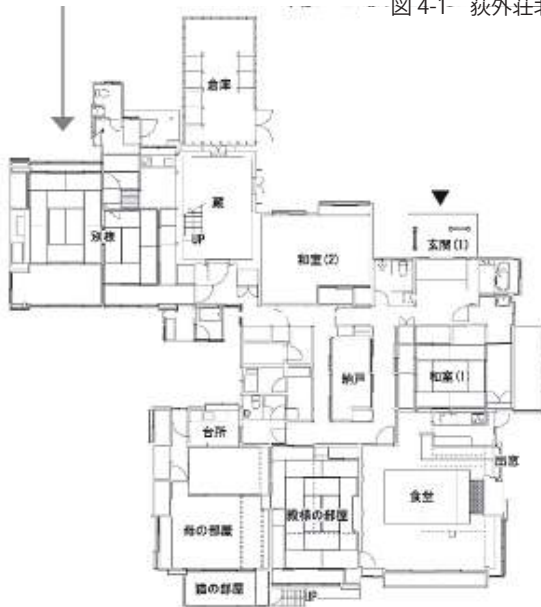


図 4-2 荻窪棟平面図（平成 26 年当時）



図 4-3 巢鴨棟平面図（平成 26 年当時）



図 4-4 復元平面図

(2) 基礎遺構と配置の復元

平成28年度に行われた荻窪棟調査と巣鴨棟の解体時調査から作成した、巣鴨棟の平面図から復元期の荻外荘東半分（移築建物）の平面図を作成し、発掘調査で確認された基礎遺構と重ね合わせた。

その結果、復元建物平面と基礎遺構平面とが合致することから、移築されていた建物（巣鴨棟）は確かに荻外荘の東半分であると判断した。

(3) 整備設計

整備設計では、復元設計の考え方を基本とし、現在残されている主屋などの3棟を対象とした。内部を一般公開することを前提に、遺構や資料などから確定できない部分、現存しない付属屋や廊下などは復元せず、残存部分をなるべく活かしながら整備設計を行った。

基本的な整備の考え方は以下である。

- ・荻窪棟と巣鴨棟には創建時から近衛文麿居住期の部材が現存し、移築建物の遺構とも合致するため、実物に基づいた修理設計とする。
- ・建物の部材、特に柱などに記された痕跡調査を行い、当時から残る部材と判断された材料については最大限活用し、可能な限り当時の姿に復元し

ていく。

- ・管理上の出入口は、内部公開にあたって北西側の正門から近く、車椅子での動線も確保できることから、近衛通隆夫妻が使用していた北側玄関の位置を活かして設置する。
- ・台所やトイレ、浴室など、戦後の改造により部材がなく、資料が少ない部屋については、公開のためのトイレや事務室などとして活用する。
- ・別棟は主な部分が近衛文麿居住期の状態で残されているため、現状で残す。休憩のほか、貸室利用など多目的に使うことが予想されるため、現在の出入り口とトイレをそのまま利用する。
- ・「客間」など、接客の場として使われていた部屋は、可能な限り内装を復元し、昭和戦前期の政治家の自邸としての姿を実際に訪れて体感できる場所とする。
- ・北側付属屋、廊下および入澤居住期から増築されていた台所、台所西側の廊下については、遺構が明確に検出されておらず、復元のための資料が確認できないことから、部分的に発見されている遺構を保護したうえで管理運営上必要な部屋として整備を行う。
- ・現存する荻窪棟は、巣鴨棟および、北側玄関が改修された部分を除き、ほぼ文麿居住期の屋根が現存しているため、整備

ではこれを修理し、巣鴨棟と接続する。

- ・建物内部は公開し、一般の来訪者が滞在するため、建物の耐震補強を行い、公開時の安全を確保した。構造補強は、遺構保護や建物意匠に配慮した補強方法とする。
- ・発掘調査により掘削が可能と判断された範囲で設備配管や機器設置を行う。

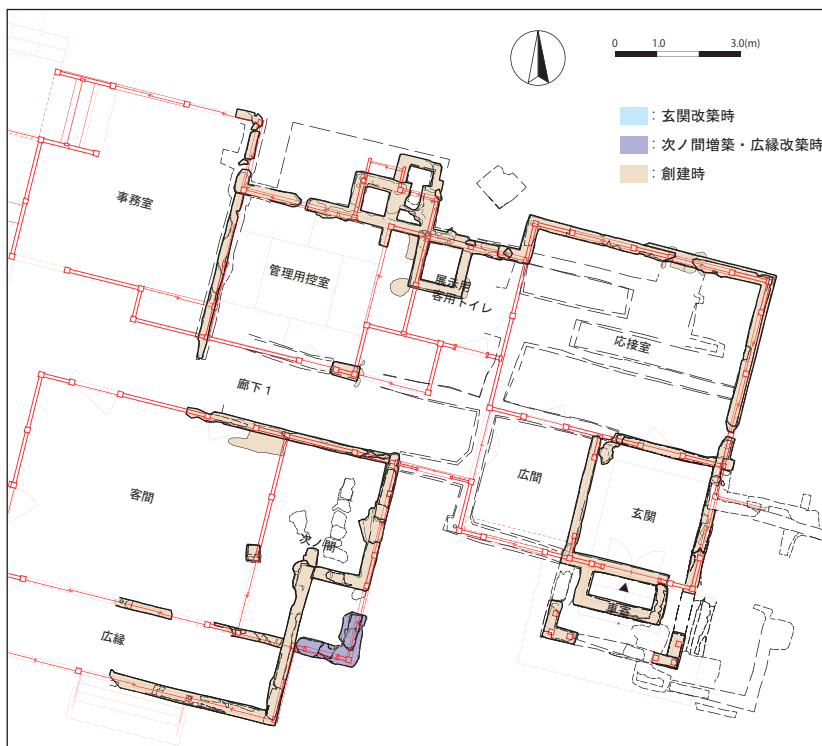


図4-5 測量図 発掘調査図

(4) 遺構保護の考え方

史跡内であり、整備にあたっては、発掘調査での確認と遺構保護の考え方が基本となった。発掘調査は整備計画段階から施工中まで実施され、その都度設計、施工内容の修正を行いつつ進めた。

遺構保護では、以下の方針のもと設計を行った。

- ・ 巣鴨棟の外周基礎は再利用する。
- ・ 付属屋や倉庫、復元期以外の主屋など、現存する建物周辺の建物基礎遺構は保護する。
- ・ 当時の設備配管などのうち、土管と鉄管、当時の雨水桝は保護する。
- ・ 塩化ビニール製の配管は撤去とし、戦後に配管のため掘削された部分を使って埋設配管を行う。
- ・ 近衛文麿居住期のほか、戦後に作られた石畳や増築時の基礎などは、現状のまま残す。

発掘調査の結果、建物周辺は配管遺構が非常に多かったことから、雨水桝は浸透桝とし、配管での接続や公設桝からの排出は行わず、自然浸透を基本とした。

また建物北側と東側には文麿居住期からの舗装や車回しの砂利遺構が確認され、現状地盤から非常に浅いところで確認されたことから、舗装は砂利遺構を保護したうえで、かぶせる砂利舗装を基本とし、植栽は遺構のない部分のほか、盛土を行い配置することとした。

巣鴨棟については、外周基礎の直上に立てるため、現存する基礎遺構を再利用する方針のもと、設計を進めた。

この結果、耐震補強のため床下部分に耐圧板を設置することとなった。そのため移築建物に残されていた土台下の延石を再利用し、外観を復元期の姿とすることから、耐圧板は外周基礎上には設置せず、延石の内側で建物内に納め、土台および柱と内側から緊結することとした。

なお、耐圧板を打設する範囲で現存する布基礎が高く、耐圧板にかかる部分は防湿シートで保護し、耐圧板を打設した。（「第7章 第2節（4）コンクリート工事」に記載）

建物内の床下に使われていた束石（大谷石製）のうち、床高さが異なりそのままでは使用できないものは、床下内に保管することとした。

また、主屋に設置する耐圧板で構造上十分な補強が可能なことから、車寄部分については耐圧板を設置せず、当時の床レベルに近い高さで復元することとした。ただし車寄周辺には、昭和18（1943）年以降に改修された東側玄関の遺構が現存しており、この遺構を保護したうえで車寄の高さを決定した。

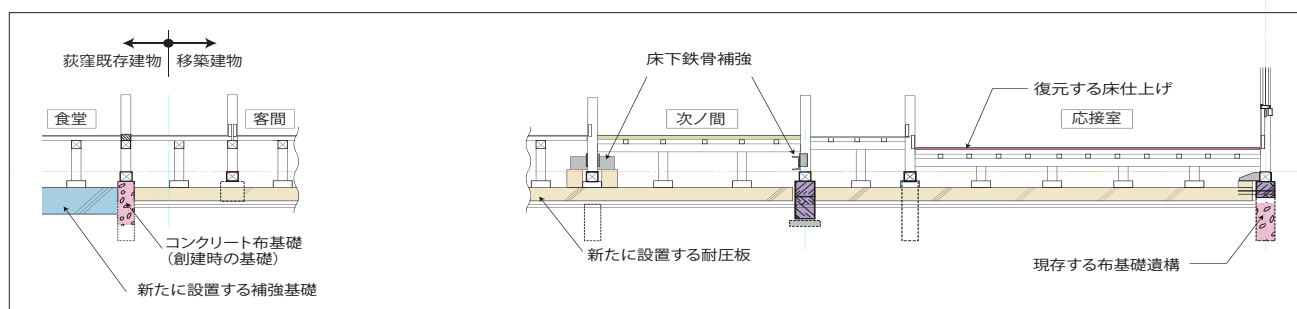


図 4-6 ベタ基礎と基礎遺構関係図

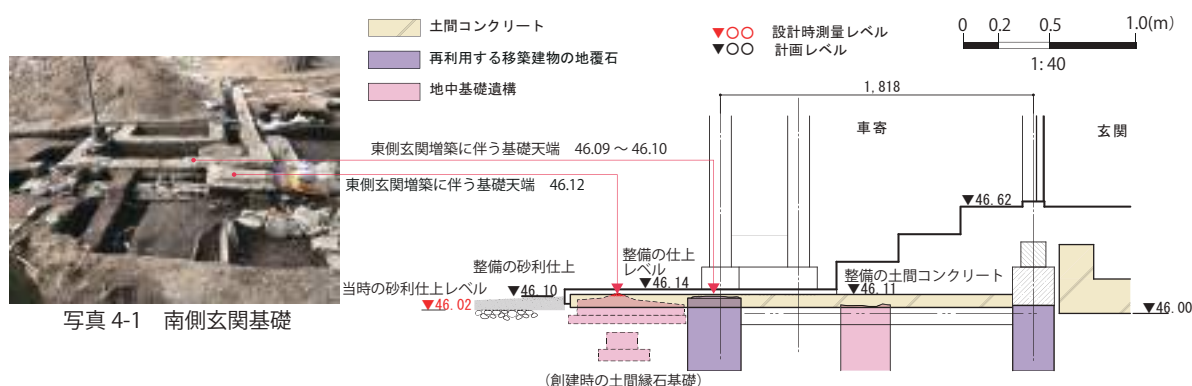


図 4-7 南側玄関付近の遺構とベタ基礎

(5) 配置および平面

建物の配置および整備平面図を以下に示す。

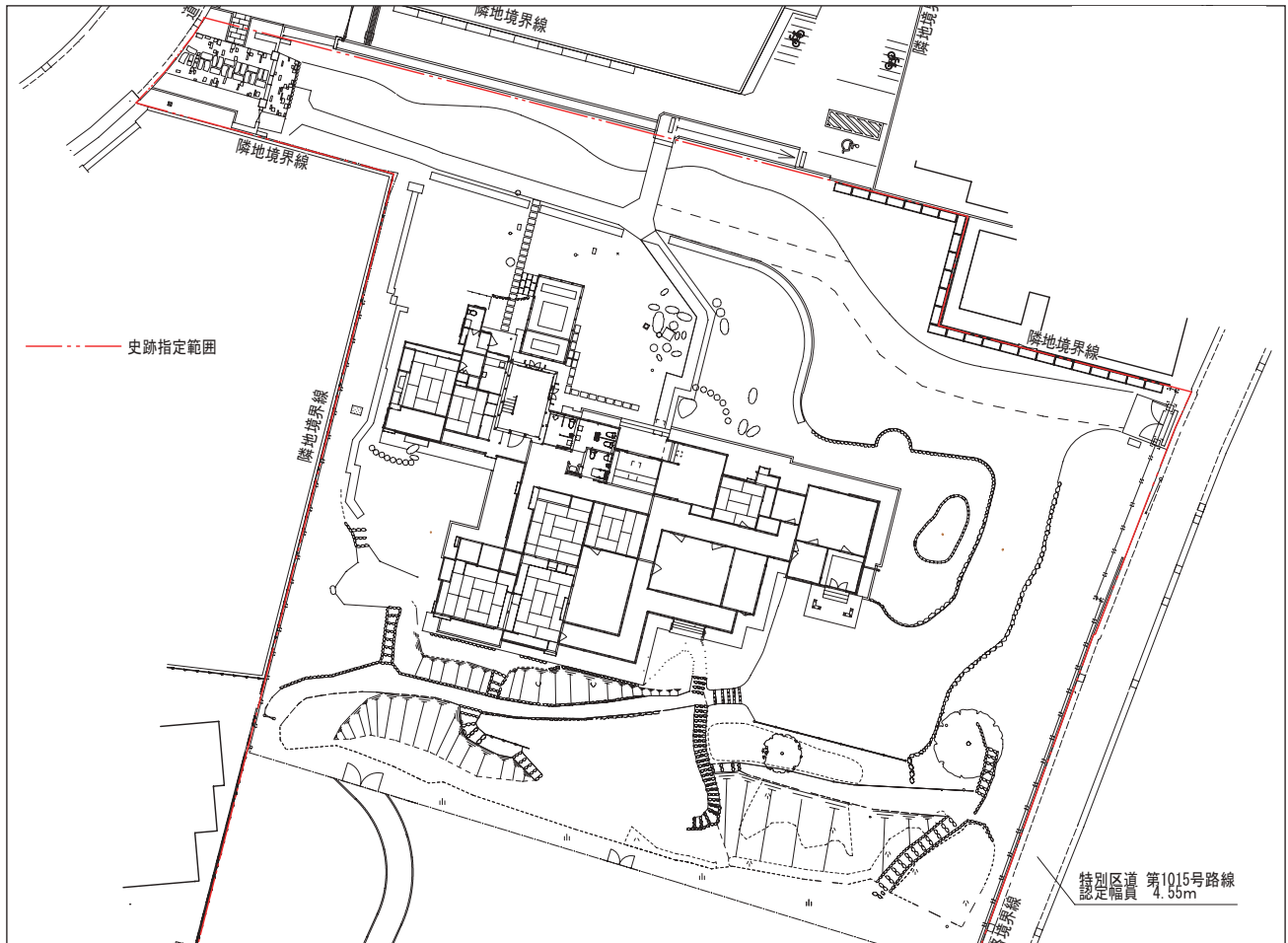


図 4-8 史跡北側部分 配置図

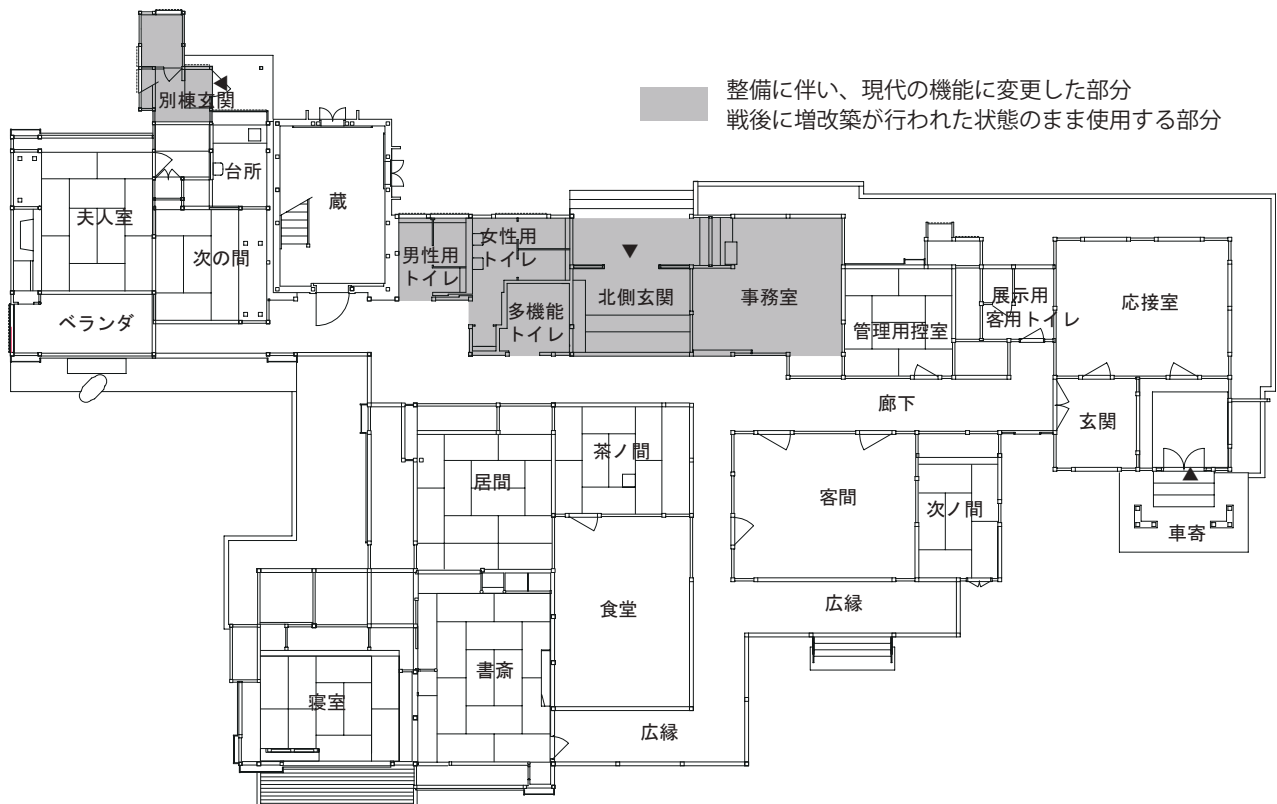


図 4-9 整備平面図

(6) 立面

荻外荘の南側立面（「書斎」「寝室」）は、近衛文麿居住期の昭和18（1943）年以降に改修されたため、創建時の切妻屋根の出窓は解体されている。文麿居住期の姿が現存する「書斎」および「寝室」は昭和18（1943）年頃の姿としつつ、外観は昭和15～16（1940～1941）年頃の姿を基本として復元する。ただし、「玄関」と「車寄」は昭和15～16（1940～1941）年頃、報道写真で確認できる組閣の記者発表が行われていた当時の「玄関」および「車寄」として復元する。

東側立面は、昭和35（1960）年の移築時立面図と巣鴨棟の東側立面がほぼ同じであることから、基本的には巣鴨棟の外観とし、移築後に新たに設置された玄関を解体し、「車寄」とつながる部分を復元する。

北側立面は、東側立面と同様に、巣鴨棟部分は移築時立面図と巣鴨棟の北側立面をもとに復元する。しかし荻窪棟北側立面は、移築時図面に記載がなく、また台所から西側については戦後の改修が大きく、北側の付属屋につながる廊下は復元しないことから、北側に作られていた玄関部分を再利用し新たに管理運営上の玄関として整備を行った。

主屋の屋根形式は、創建時から文麿居住期まで継承されている、棧瓦葺き寄棟屋根とする。

屋根のうち現存する荻窪の居住棟は、移築時に改造された東側、改修された北側玄関部分を除き、ほぼ文麿居住期の屋根が現存しているため、解体後に確認の上、可能な限り当初の屋根を残し、客間棟は昭和35（1960）年移築前の図面を参考に、戦前の寄棟屋根および車寄の切妻屋根を復元した。



写真 4-2 創建時南側外観（個人蔵）



写真 4-3 昭和 20 年以降の南側外観（個人蔵）



図 4-10 昭和 35 年移築前南側立面図（杉並区教育委員会蔵）

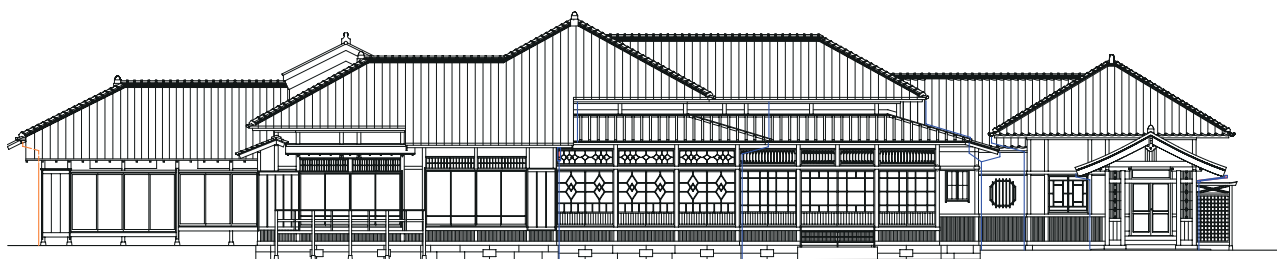


図 4-11 復元南側立面図

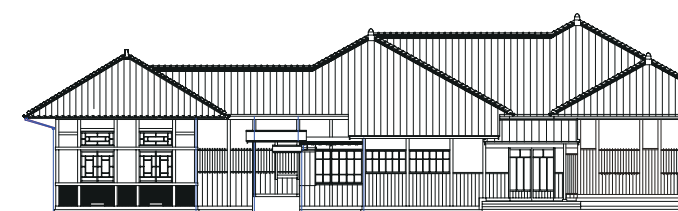


図 4-12 復元北側立面図



図 4-13 昭和 35 年移築前北側立面図（杉並区教育委員会蔵）

(7) 公開・活用計画

設計段階では、公開活用にあたり、以下の方針を決定し、内装や家具調度などの復元を決定した。

- ・内部は史跡としての価値を最も有する「荻窪会談」などが行われた戦前の近衛文麿居住期の状態を再現し、実際にその内装や雰囲気を感じられる場所として一般に公開していく。
- ・主な部屋3室（「応接室」「客間」「食堂」）については、古写真や類例、文献などによる調査の上、創建時から文麿居住期の内装・家具を復元し公開する。
- ・「食堂」や西側別棟などは、荻外荘に関する説明だけでなく、イベント、作品展、貸室など多目的に使える部屋として活用する。
- ・創建時から使われていた状態を復元した部屋と、文麿居住期に改修した部屋という、時期の異なる部屋が混在するため、公開時に混乱しないよう説明を行う。

復元名称	整備名称	整備上の用途	内装復元の概要
車道	車道	見学の主な入り口とする	照明を復元
玄関	玄関		内装・照明を復元
応接室	応接室	見学用ガイダンス展示やイベントスペースとして利用	内装、照明を復元 一部家具は雰囲気に合わせて設置
来客用手洗	来客用手洗	昭和初期の便所として公開	
女中部屋	控室	スタッフ控室	
台所	事務所	受付、事務所	
次ノ間	次ノ間	控室	基本的な内装は復元するが、公開しない
客間	客間		内装、家具、照明を復元
食堂	食堂	展示、イベントスペースとして利用	内装、家具、照明を再現
書斎	書斎	近衛の書斎として公開	実際に使用されていた状態のまま家具調度を整える
広縁	広縁		内装・照明を復元
茶ノ間	茶ノ間	展示、イベントスペースとして利用	畳敷きの和室として内装を整える。
居間	居間	倉庫や展示の場として利用する	近衛時代の内装を再現
寝室	寝室	1階に近衛家由来の実物を展示	入口から一部収蔵品を覗けるよう工夫
蔵	蔵		
別棟夫人室・次ノ間	和室	休憩室、軽飲食、貸室など	実際に使用されていた状態のまま公開
別棟台所	台所	軽飲食や活用時の準備室として利用	

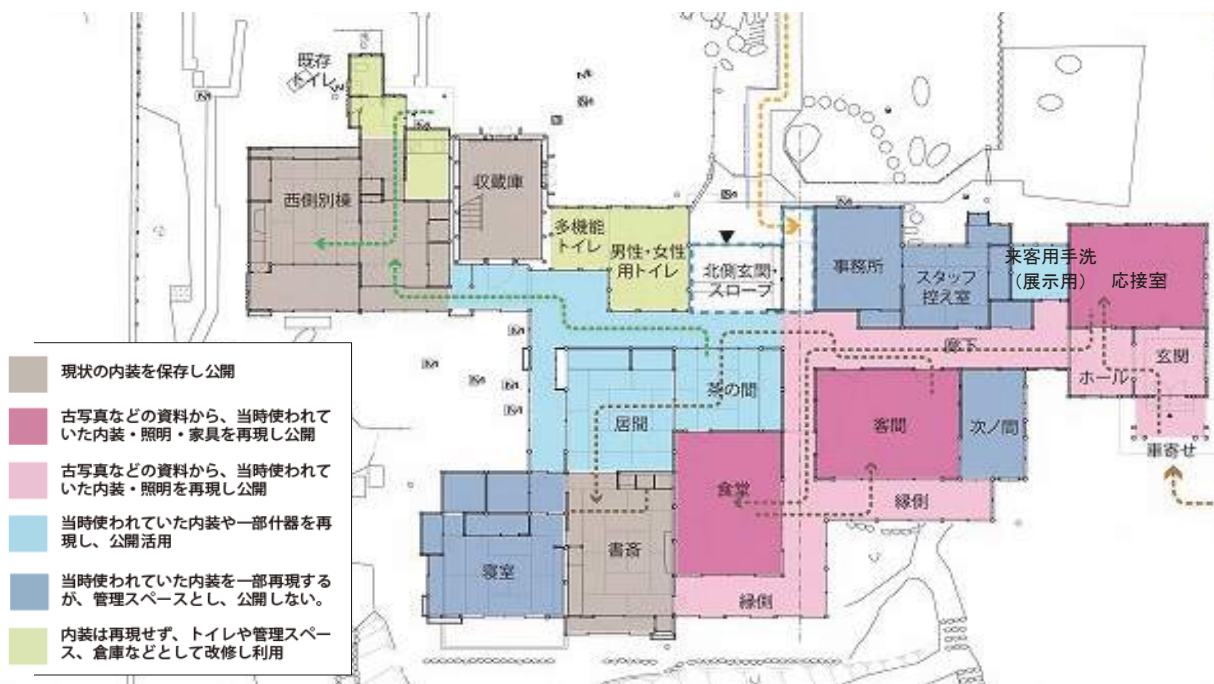


図 4-14 内装復元区分図

(8) 動線計画

史跡への入場および復元建物への入場方法のほか、建物内部の基本的な利活用の考え方については以下のとおりとした。展示品や調度品設計については、「第4章 第6節 展示設計」に記載している。

- ・史跡内には西側の正門および東門より入場し、開館時は正門から東門までの通路（東西通路）を一般開放する。
- ・史跡北側の旗竿地を利用し、駐輪場と身障者用駐車場1台を設け、北側玄関に向かう園路を設置する。
- ・北側玄関より入場し、「応接室」「食堂」でガイダンスを受けて「客間」「書斎」を見学しつつ荻外荘の歴史について学ぶ場とする。
- ・北側は既存の動線を利用した車椅子用の入り口としても利用し、応接室→食堂→客間→書斎→別棟までは車椅子での入室を可能とする。

- ・広縁や「茶ノ間」「居間」などに滞在することで、当時の住宅としての雰囲気を感じることができる場とする。
- ・見学後、別棟で休憩や軽飲食などを行い、さらに深く荻外荘について学ぶことができる場とする。
- ・別棟は貸室利用が可能なように、玄関やトイレなどを活用する。

なお設計後に東側の道路を隔てた住宅地を杉並区が購入し、「展示棟」として活用することとなった。建物は令和7（2025）年7月に完成し、喫茶などでもできる展示休憩施設として公開・利用されている。

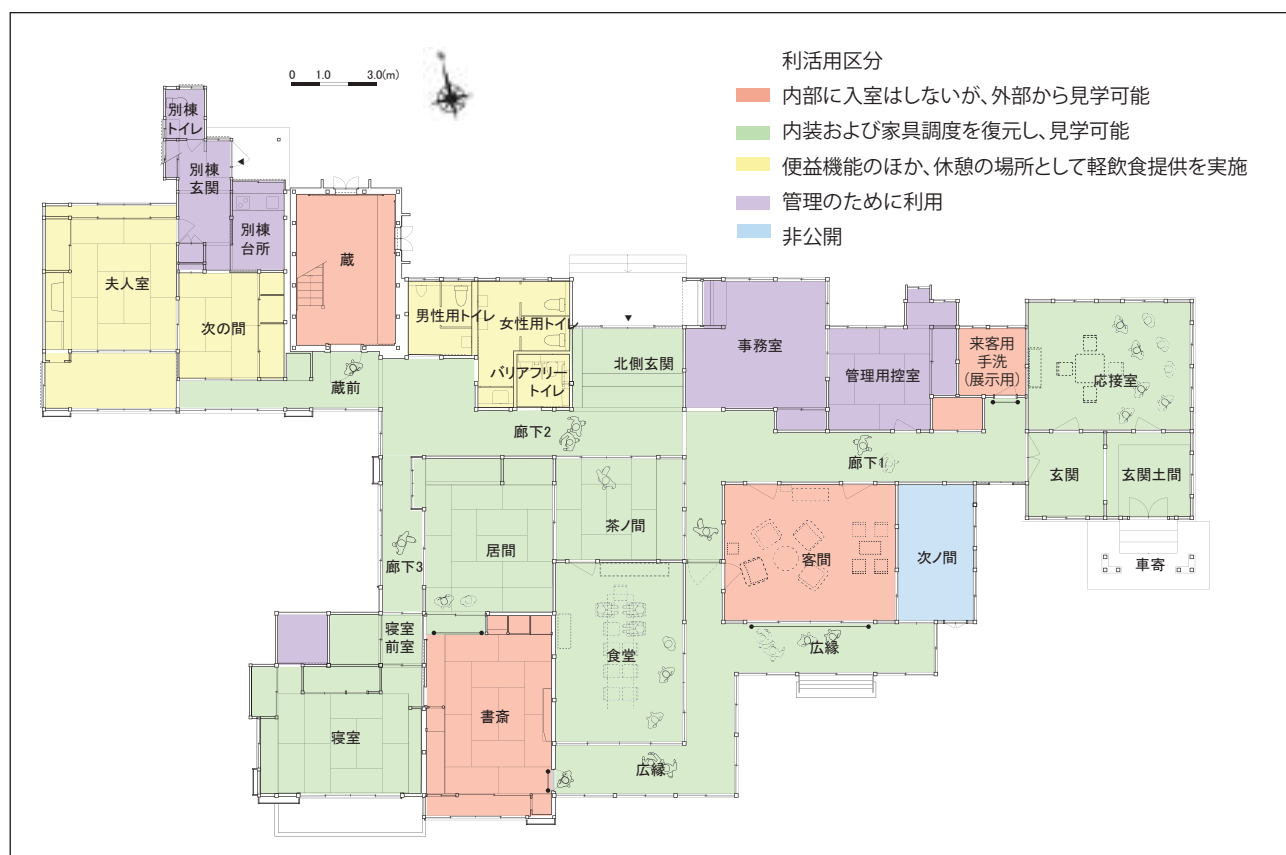


図 4-15 公開計画平面図



図 4-16 史跡全体の整備・動線計画図

第3節 耐震診断と構造補強

(1) 構造診断と計算の方針

荻外荘の構造診断は、主屋、別棟、蔵の3棟に分けて行った。構造計算は文化庁「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に準拠し、建物の上部構造は建築基準法施行令第82条の5に基づく限界耐力計算によって安全性を検証した。

上部構造については、水平抵抗要素の足し合わせ計算、ならびに主屋・別棟はフレーム解析モデルを用いた静的増分解析による建物の復元力特性の算出を行った。

水平力に対する建物の安全性については、これらによって得られた層の復元力特性に対し、平12建告第1457号の第10に示される安全限界検証用加速度応答スペクトルを用いて、等価線形化法により応答値を算出し、設計クライテリア以内であることを確認した。また損傷限界検証用のスペクトルを用いた検討についても、参考値として計算した。

表層地盤における加速度の増幅率 G_s の計算は、平成30（2018）年に実施された地盤調査データに基づき、平成12年建告第1457号第10に規定される略算法により、第2種地盤として計算した。

建物の重心と、耐力要素の1/120rad時の耐力から求めた剛心との距離より、偏心についての検討を行った。

(2) クライテリアの設定

建物の必要耐震性能は、不特定多数の人が利用・滞在する建物であることから、文化庁指針における「安全確保水準」とし、大地震時および極稀な暴風時に倒壊しないことを目標とした。また、中地震時および稀な暴風時において損傷しないことについては、参考検討として確認した。

「耐震診断指針」において、木造建築物の極稀な地震時の安全限界変形角は1/30rad以下と定められている。ただし、特別な調査または研究結果に基づき、これ以上の変形が生じてても荷重・外力に耐えられることが示される場合には、この限りではないとされている。

荻外荘では、建物の構法、補強要素の構造性能、および詳細な構造解析結果を踏まえ、地震および暴風に対するクライテリアの限界変位を以下のとおり

設定した。

・建物重心位置：

安全限界変位 1/20rad 以下

（損傷限界変位 1/120rad 以下）

・最大変形位置：

安全限界変位 1/15rad 以下

（損傷限界変位 1/90rad 以下）

今回対象とした3棟のうち主屋は、復元された空間や、近衛文麿居住期の仕様が残る「書斎」等を有し、建物として特に重要であることから、大地震時の損傷をできる限り小さく抑えることを目的として、建物重心位置における安全限界変形角を1/30radとするクライテリアを採用し、補強案を検討した。

このクライテリア設定は、主屋の既存構法である木摺漆喰壁が、土壁等と比較して比較的小さな変形角で損傷が生じる可能性があること、また、主屋の平面形状が複雑であり、地震時に局所的な変形が生じる可能性があることを考慮すると、構造的にも妥当であると判断した。

なお、以上の検討は、建物の接合部および部材に著しい劣化・腐朽・緩みがない状態を想定して行っている。

(3) 診断結果および補強方針

主屋については、補強壁（木摺漆喰壁から構造用合板壁への置換）を増設することで、応答変形角1/30radを満足する結果となった。全体のバランスを考慮し、トイレ周辺など建物北側にも補強を追加したが、壁補強のみでは開口部の多い建物南側の応答変形が相対的に大きくなる傾向が確認された。

このため、書斎壁面の損傷をできる限り小さく抑えることを目的として、寝室および食堂の天井上において水平構面の補強を行った。

別棟および蔵について、安全限界変形角 1/30rad を満足させるためには、両棟の全範囲にわたる大規模な補強が必要となる。

「蔵」はラスモルタル壁による比較的軽量の建物であり、別棟との質量および剛性は概ね同程度であることから、大地震時において一方が他方に著しい被害を与える衝突現象が生じる可能性は低いと判断した。

このため、別棟と「蔵」は接合せず、両棟間には損傷防止を目的とした簡素な措置のみを講じることとした。

別棟については、文化財建造物において一般的に用いられる建物重心位置 $1/20\text{rad}$ を安全限界変形角として採用し、「別棟次の間」および「別棟夫人室」の押入内に補強フレームを設置するほか、構造用合板による補強壁を設ける計画とした。

(4) 主屋の補強案

現状の壁下地は堅木摺漆喰であり、既往の実験結果等から構造的な評価が可能な壁仕様であると考えられる。ただし、既存壁の多くは桁や梁などの横架材まで達していないため、既存の堅木摺を残した上で、桁・梁まで達する木摺漆喰壁を延長し、補強を行った。さらに木摺漆喰壁の一部を構造用合板による構造壁に置き換えることで、設定したクライテリアを満足する補強案を作成した。壁補強のみでは、開口部の多い建物南側において、重心位置に対する応答変形が相対的に大きくなるため、近衛文麿居住期の仕様が残る「書斎」の損傷を極力抑えることを目的として、「寝室」および「食堂」の天井上において、鉄筋ブレースによる水平構面の補強を行った。

また、地震発生時に来訪者動線に面した位置に木摺漆喰壁を用いる場合には、木摺裏面に金網補強を施し、地震時の落下防止を図った。

建物東側（巣鴨棟部分）の既存基礎内部には、引抜き力に抵抗するため厚さ 200mm のベタ基礎を設け、西側の補強壁直下には平基礎を新設した。

これらの基礎と、床下に設置した鉄骨材を介して、構造壁（特に構造用合板による補強壁）が取り付く柱の柱脚および土台を緊結している。

なお、建物周辺 $\text{GL}-0.8\text{m}$ の位置で実施した平板載荷試験により、極限支持力 140kN/m^2 が確認されたことから、既存基礎遺構を使用した場合においても建物を支持できると想定した。

(5) 別棟の補強案

押入内部に補強のための鉄骨フレームを新設し、設定したクライテリアを満足する補強案を作成した。補強壁および新設鉄骨フレームは小屋裏において既存軸組と接合し、必要に応じて小屋梁を新設している。また、基礎を新設して補強壁と緊結するとともに、差し筋等により既存基礎との一体化を図った。

以上の補強は、物入内部、天井上および床下に納め、室内からは視認されない構成としている。

ただし、工事開始後の調査により、構造壁に置換する予定であった主屋および別棟の壁の一部が創建時から近衛文麿居住期のものと推定されたため保存対象とし、検討の結果、寝室および別棟次の間の構造壁を露出させるふかし壁へと計画を変更した（「第7章 第2節（7）木工事」参照）。

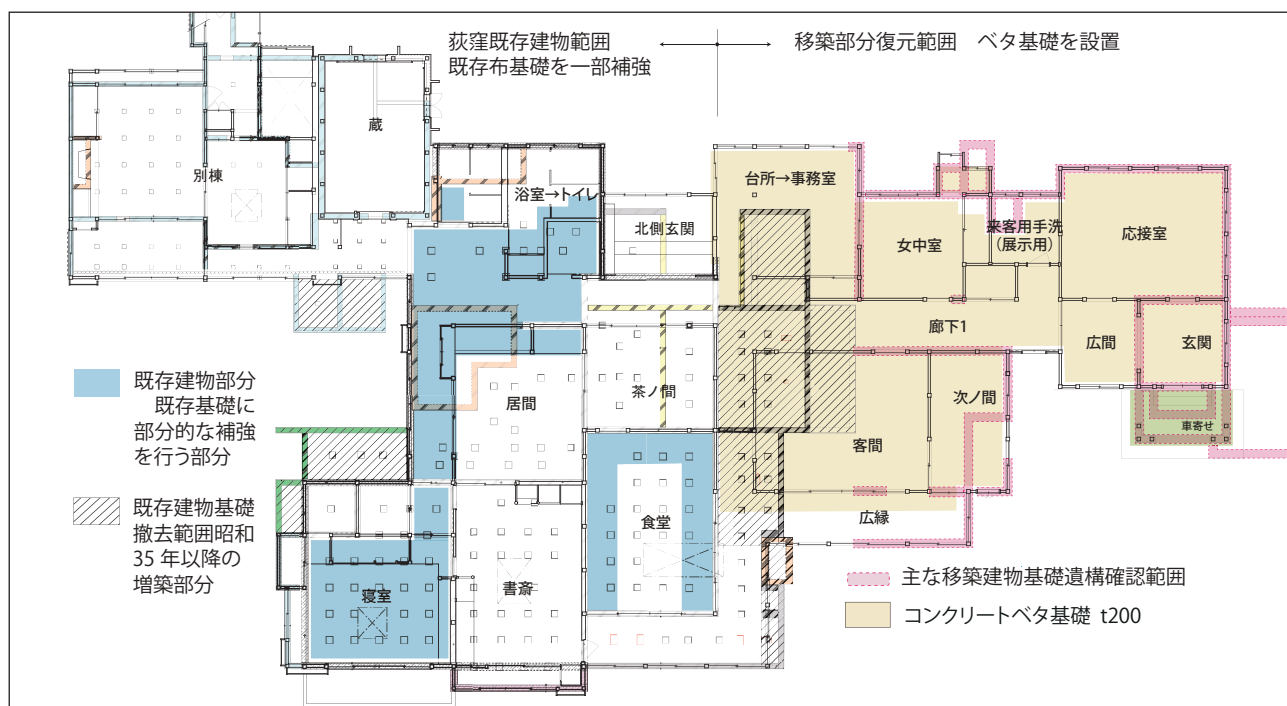


図 4-17 構造壁配置図

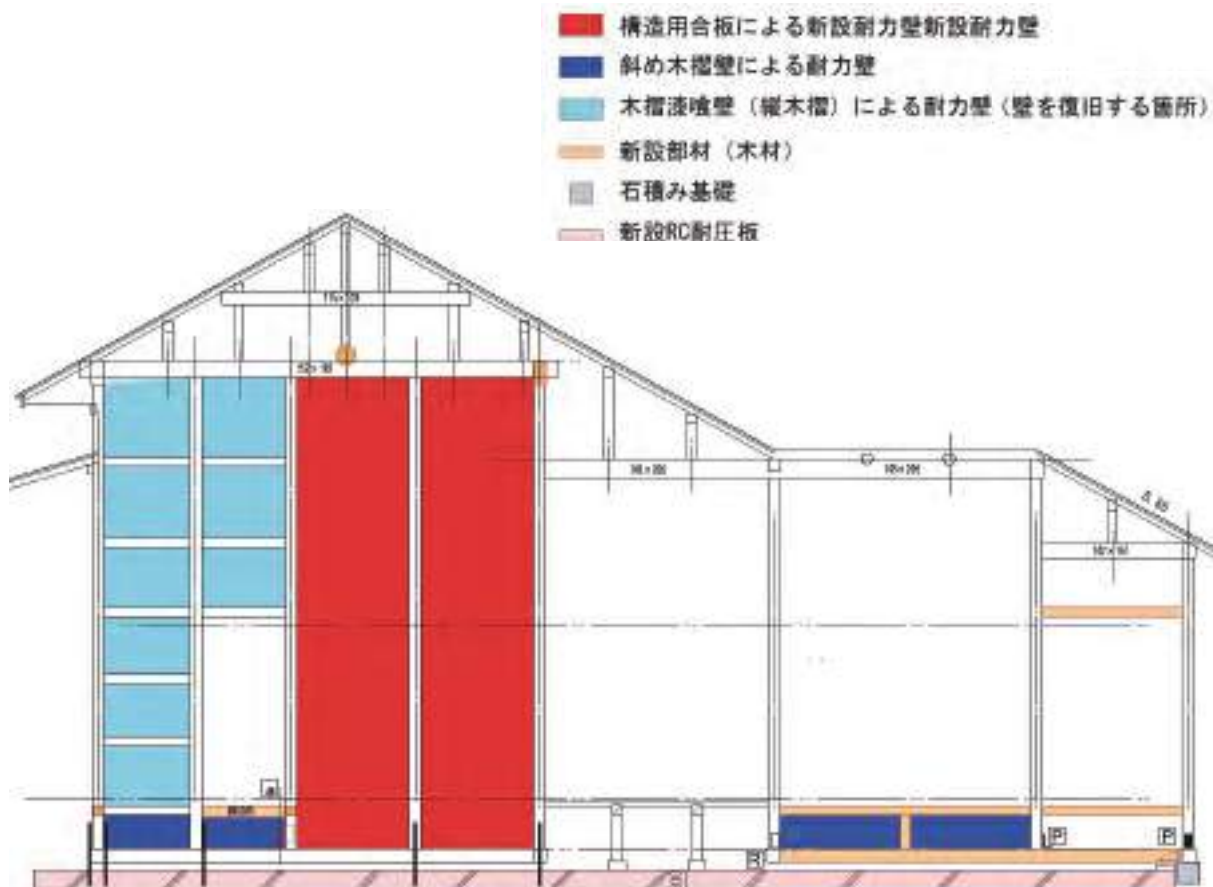


図 4-18 主な構造補強壁（X11 通り軸組図）

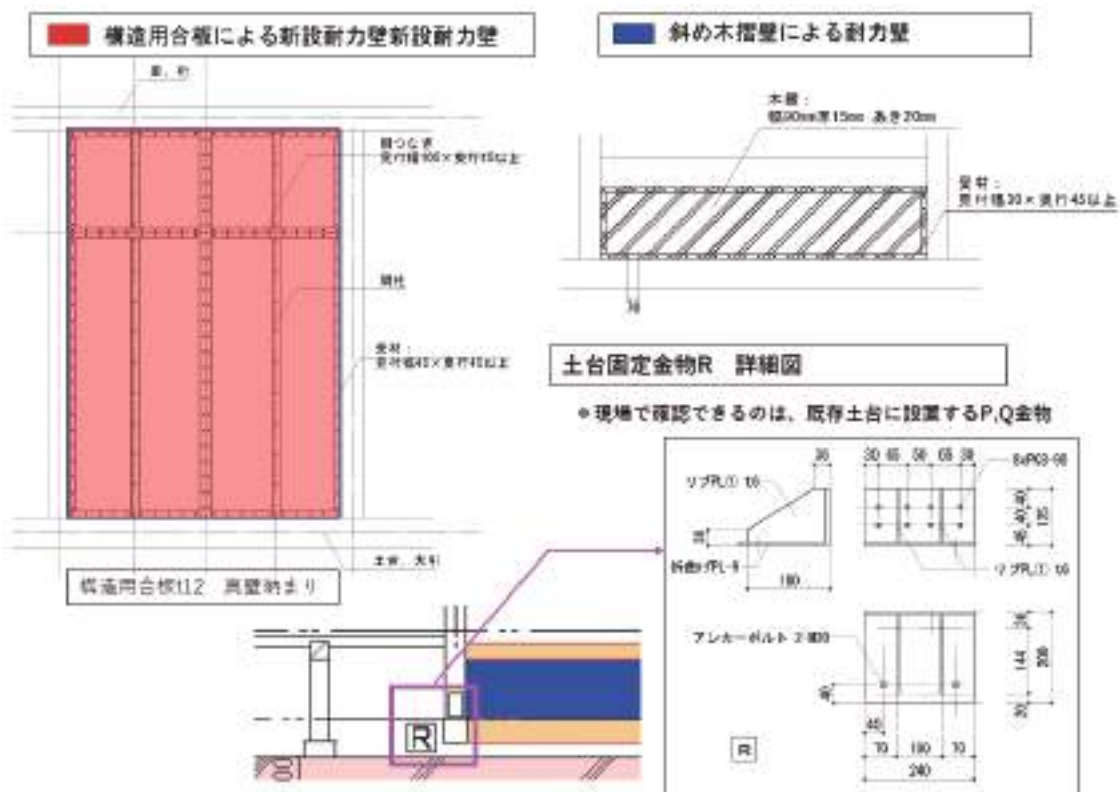


図 4-19 主な構造補強壁仕様

(6) 蔵について

耐震診断の結果、現状でクライテリアを満足することが確認されたため、補強を行わないものとした。

(7) 建物の構造性能評価

主屋および別棟の補強案に基づき、補強後の架構を対象として限界耐力計算による構造性能評価を行った。その結果、算出された応答値はいずれも、設定した損傷限界値および安全限界値以内に収まっていることを確認した。

フレーム解析の結果は右図「図4-20」のとおりである。

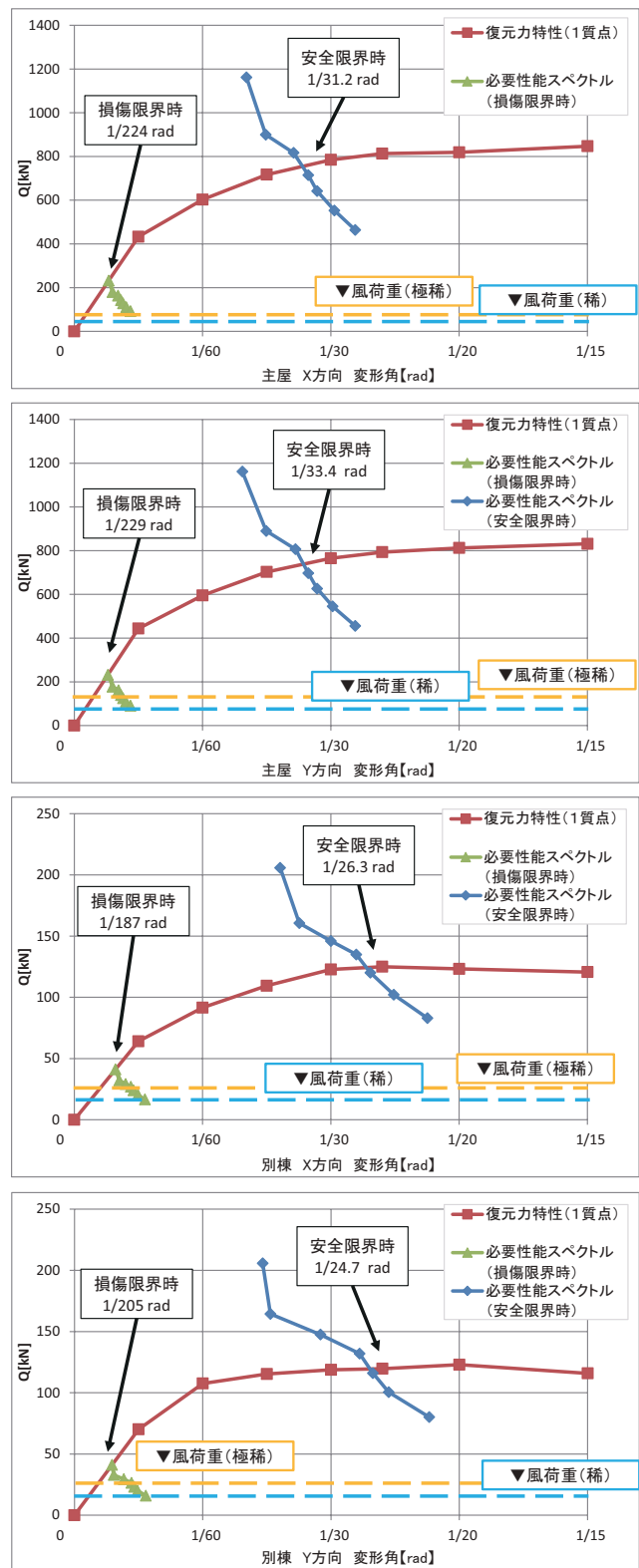


図 4-20 フレーム解析

第4節 設備設計

(1) 電気設備

建物の活用のため、新たに電源を引き込むこととし、内外への電源供給のため、屋外に引込盤を設置した。史跡内にあった東京電力の支柱については、施工段階で除去し、発掘調査結果に基づき、史跡内の遺構および樹木の植生状況を確認の上、最も影響のない範囲での掘削工事を行った。

なお、建物の空調や電気量の検討の結果、今回は低圧供給契約とした。また外装色は建物の外部色に合わせるなど、景観に配慮した。

電灯器具は省エネルギーの点からLED型照明器具を主体とした。内装に合わせて近衛文麿居住期の姿で照明を復元した部屋については照明器具にあった暖色系の色温度とし、管理運営上の部屋については暖色系とした。復元照明については「第7章 第2節

(16) 設備工事」に配置などの詳細を記載したが、それ以外の部屋のうち、管理運営上の部屋は一般の器具とし、非公開とする部屋については和風の既製品を設置した。

照明制御は、事務室内に設置した盤にて一括点滅可能とするリモコン制御とし、トイレの照明は人感センサー制御とする。コンセントは必要箇所に設置するが、屋内の内装色や設置場所などに注意し、選定を行った。また、将来的な夜間演出照明やイベント時の電源供給のため、屋外の各所で景観に配慮し、コンセントや電源ボックスを設けた。

またLAN設備、電話用設備を設け、それぞれコンセントは受付、事務室に設置した。バリアフリートイレには呼出装置を設置し、事務室にて確認可能な表示器を設置した。

(2) 防災設備

今回の復元建物は消防法上の(8) 図書館・博物館・美術館等、(17) 重要文化財等の建造物に区分されるため、消防法上は自動火災報知設備、誘導標識、消火器などが要求されるが、初期消火および延焼防止の消火の観点から、消火栓を屋外と屋内に自主設置することとした。

このため屋根火災・外壁火災には、消火ポンプ(エンジン付)・消火水槽・制御盤を既存の物置内に設置した。この設備により、屋内・屋外消火栓か

らノズルを取り出し、消火栓弁を開にすることにより、消火水槽内の水が放出され、消火活動を行うことが可能となる。荻外荘外部では、屋内消火栓箱を1ヶ所25mとして建物を包括できる位置に設置し、消火水槽は地上式6.3m³で計画した。屋内には消火栓箱を設置し、壁内に埋め込む方法とした。

このほか、通常の消防法で要求される防災のため、自動火災報知設備を設け、事務室に受信機を設置し、天井や小屋裏などの必要箇所に感知器を設置した。

発報時の外部自動連絡については、担当の荻窪消防署との協議を行った結果、自動火災報知設備と火災通報装置の連動により自動的に119番通報が可能となった。この結果、火災発生時には自動火災報知設備より連動し消防に通報するとともに警備会社で火災を感知した場合、警備会社より消防に即時通報が可能となった。また、各所に誘導標識と消火器を設置した。

消防庁が令和2(2020)年3月に作成した「国宝・重要文化財(建造物)等に対応した防火訓練マニュアル」の中では近年の文化財建造物の火災を踏まえた火災発生時の初動体制について記載があり、消防機関への通報について「自動火災報知設備の鳴動等により火災の発生場所を確認した後、電話または火災通報装置により消防機関へ速やかに火災が発生した旨を通知する。」と記載されている。

なお、機械警備は、別途工事にて屋外・屋内ともセンサーを設置し、施工を行った。屋外での火災については警備会社が設置する炎感知器により通報を行うこととした。

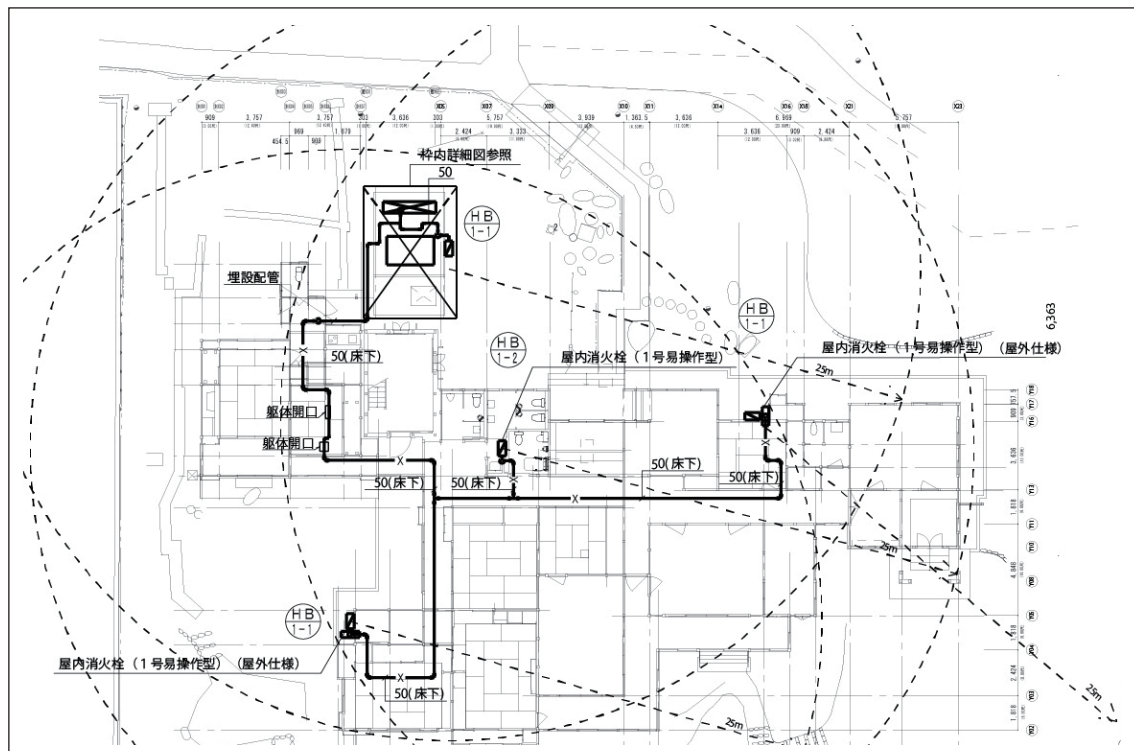


図 4-21 屋内消火栓配置図

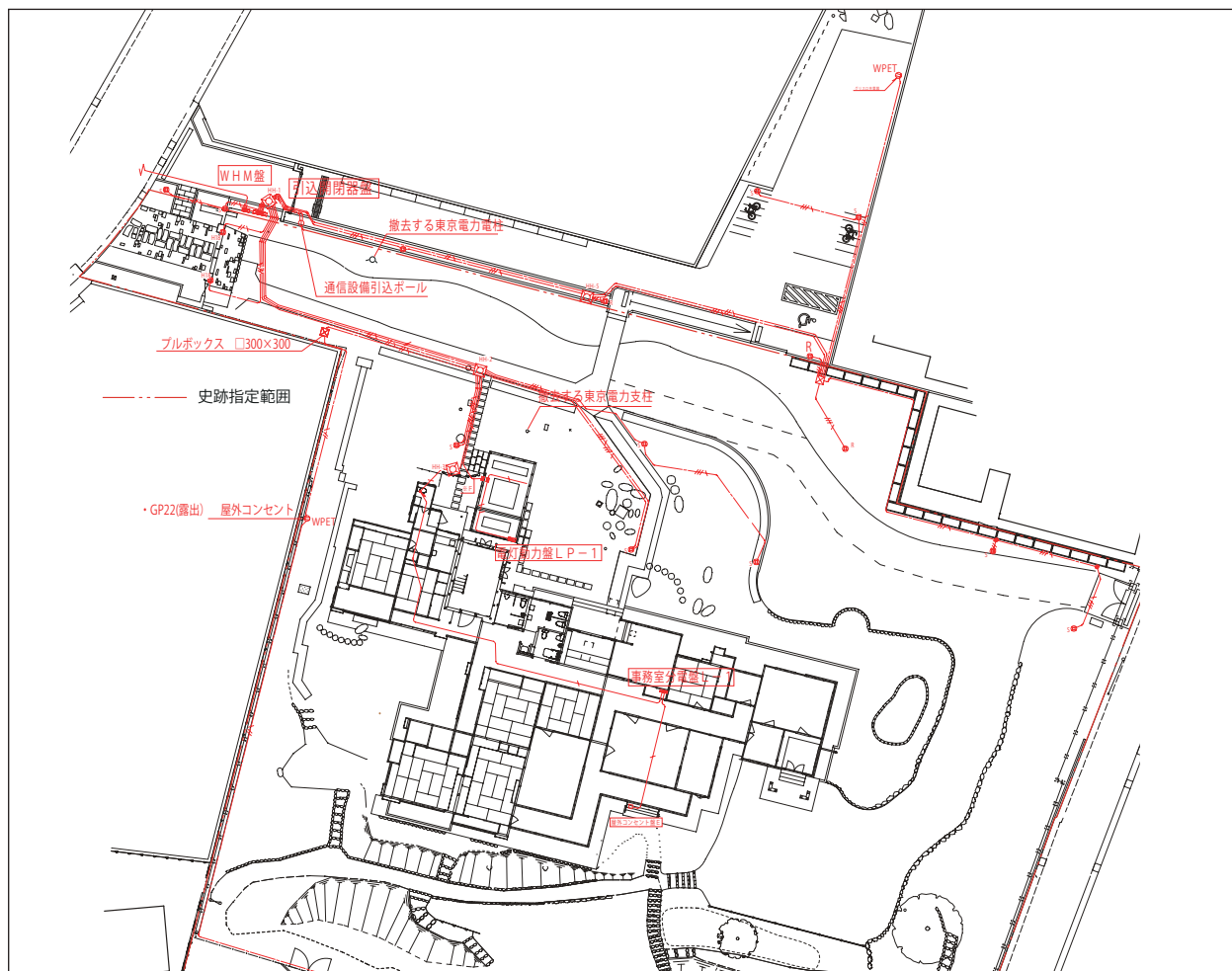


図 4-22 電気設備竣工図 屋外配管図